

玉島税務署からのお知らせ

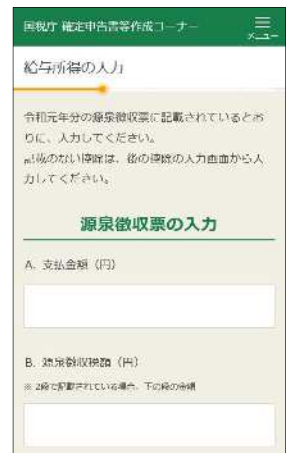
感染リスク軽減のため、ご自宅等からパソコンやスマホでe-Taxによる申告をお願いします。
なお、税務署の申告会場においても、スマホ申告を推進しています。

スマホでは「**スマホ専用画面**」がご利用できます。

簡単！便利！

申告書の作成はこちら

(画面は、令和3年11月現在)



令和4年1月から

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



パシャリ



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



内容を確認



読取内容を自動入力

NEW !!

スマホ専用画面をご利用できる方

(NEW は令和4年1月から対応予定)

【所得の種類】

- 給与所得（給与収入（源泉徴収票）がある方）
- 雑所得（公的年金や個人年金収入・副業や暗号資産取引などの収入がある方）
- 一時所得（生命保険の一時金など）
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） (NEW)

※ 玉島税務署では、感染症対策の一環として、令和4年2月1日(火)から相談を受け付けています(3月15日(火)まで)。

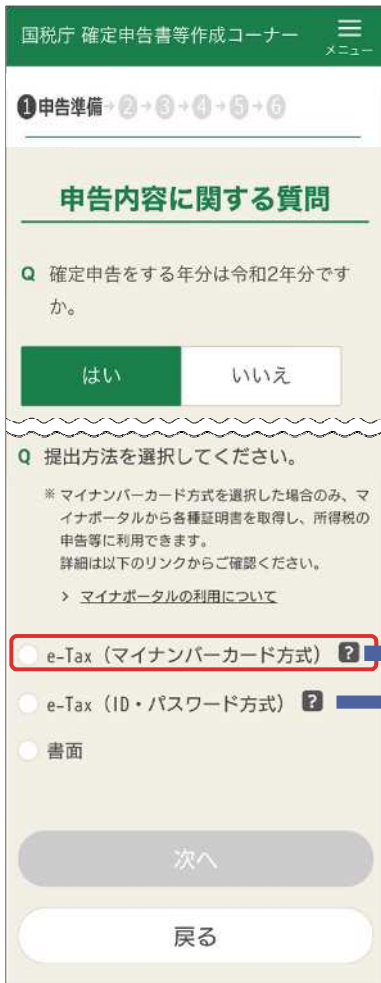
※ 申告会場のパソコン台数には限りがありますので、スマホをお持ちの方は必ずご持参下さい。

※ 申告会場への入場には、「入場整理券(当日配付またはLINEによるオンライン事前発行)」が必要です。

- オンライン事前発行は、スマホでLINEアプリを起動後、
 - ① ホーム画面で「国税庁」と検索して、国税庁公式アカウントを「友だち追加」します。
 - ② 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、画面に従って来場希望日時などを入力し、「申込」をタップすれば、完了です。
(申込は来場希望日の10日前から可能(予定))

e-Taxには、2つの方法があります。

(令和3年11月現在)



マイナンバーカード方式



「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

★マイナンバーカード読取対応のスマホが利用可能



住所、氏名等の情報等が表示されます

ID・パスワード方式



ID・PWが目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方



e-TaxのID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)を入力

★「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される方は、**申告されるご本人**が運転免許証など顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**へお越しください。

★「ID・パスワード方式の届出完了通知」を発行済みの方は、過去の確定申告書控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

電話相談センター・国税庁ホームページのご案内

書類の書き方や計算方法などについてご不明な点がございましたら、電話相談センターや国税庁ホームページをご利用ください。

電話相談センター ～税に精通した職員が電話での相談に対応～

①玉島税務署(代表)
086-522-3121 に電話

②音声案内に従って
「1」を選択※

③電話相談センターの
職員が相談

※ 1月中旬以降(予定)は、音声案内に従って「0」番を選択すると、確定申告の一般的な相談に対応する「確定申告テレフォンセンター」もご利用いただけます。

国税庁ホームページ ～知りたいこと・分からないことが、いつでも検索可能～

★確定申告特集



★チャットボット
(AI:人工知能)



★Web-TAX
-TV(動画)



★タックスアンサー



【お問合せ先】 玉島税務署 個人課税第一部門 ☎086-522-3197(直通)